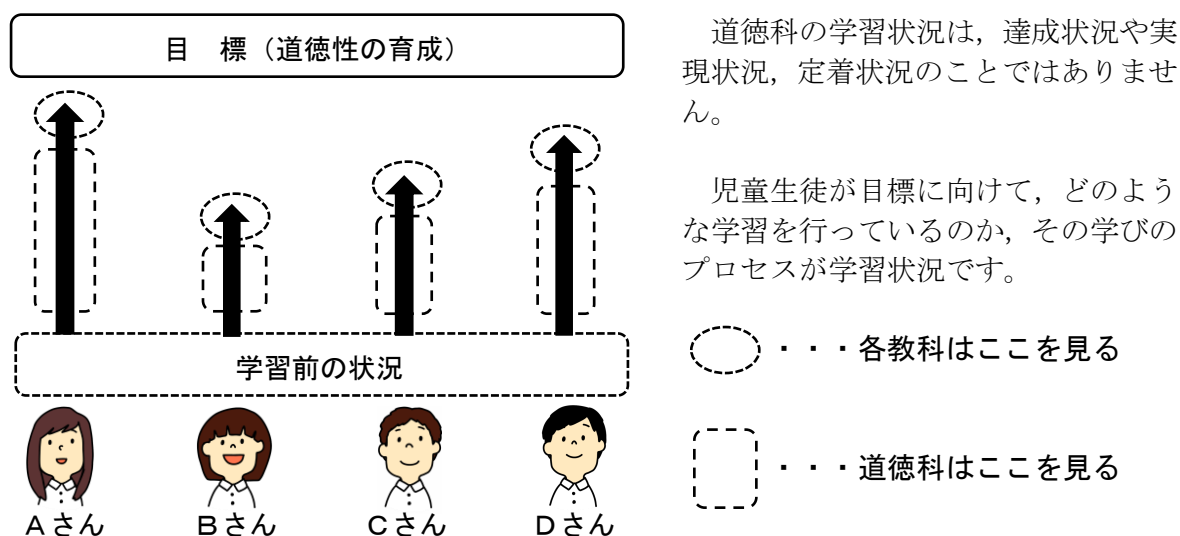
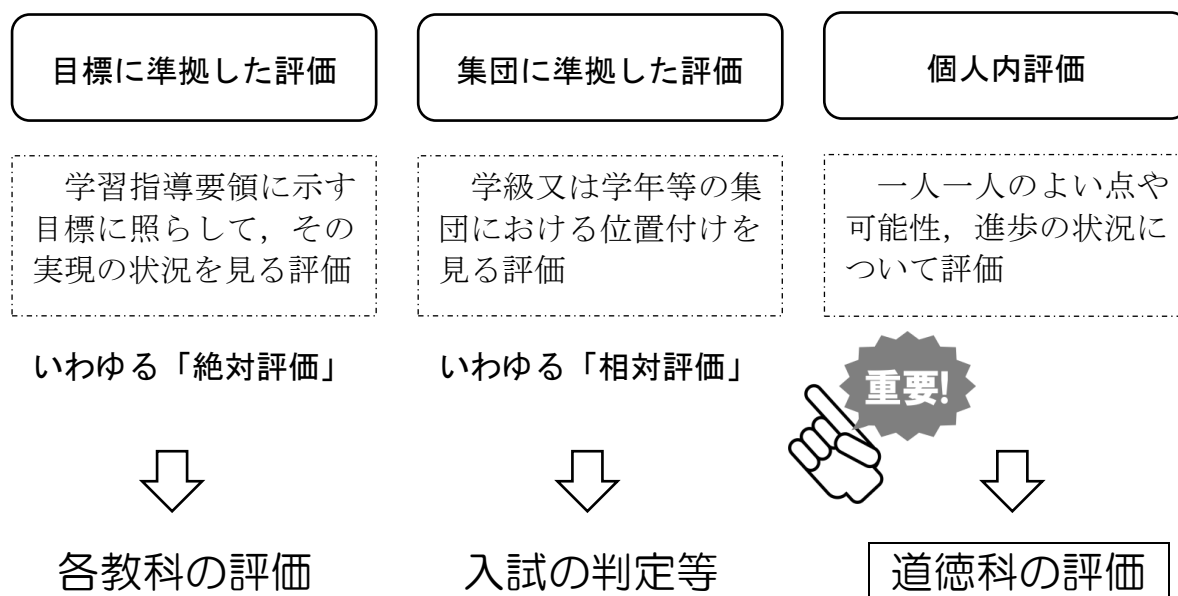


第2章 道徳科の学習評価の考え方

1 個人内評価

学校の教育活動における評価には、次のような3つの考え方があります。
各教科等においては、平成12年度以降、「目標に準拠した評価」を実施しています。



Bさん、Cさん、Dさんの3人は、学習状況を示している矢印の長さ（伸び）が、Aさんに比べて短いです。

これを児童生徒の責任にするのではなく、ご自分の授業改善に生かすのです。

授業改善は児童生徒の学習状況を把握することから始まります。

2 大きくくりなまとまりを踏まえた評価



「大きくくりなまとまりを踏まえた評価」とは、どういうことを意味するのでしょうか。
ここでは、3つのことを確認していきましょう。

「大ざっぱで、漠然とした評価」という意味ではない。



「大きくくりなまとまり」というと、「だいたい」「ざっくり」「おおむね」等の言葉を連想する方がいるかもしれません。

しかし、学習の評価である以上、曖昧でよいはずがありません。

ポートフォリオ評価やエピソード評価等の多様な評価方法を活用して、評価資料を蓄積していくことが求められます。

「大きくくりなまとまり」とは、
年間や学期といった一定の時間的なまとまりのこと。



たった1回の授業をもって評価をするのは、評価の妥当性や信頼性を担保することが難しいと言えます。

年間や学期、数か月間といったある一定の期間を通して、継続的に学習状況を把握していくことが大切です。

その際、道徳科の特質を生かした学習活動を実施し、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めている姿や多面的・多角的な見方へと発展させている姿等に着目していきます。

個々の内容項目ごとに、学習状況を把握するのではない。



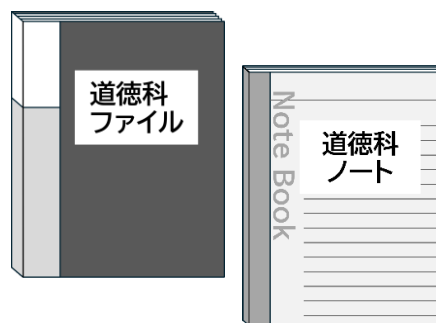
道徳科の内容項目の数は、低学年が19、中学年が20、高学年が22、中学校が22となっています。「節度、節制」「礼儀」「友情、信頼」等の内容項目について、それぞれの内容項目の学習状況を把握するのではなく、様々な内容項目の学習を概観して、児童生徒の学習状況におけるよさや成長の様子を把握していきます。

3 具体的な評価の方法

① 道徳科ノートやワークシート

○ワークシートは、毎回、教材に合わせて作成する必要はありません。一定の形式のものでよいと思います。

○道徳科ノートは、黒板を全て写すような指導は必要ないと思います。例えば、中心発問に対する考えや、最後の感想等を書かせることが考えられます。



○「第○回 道徳科授業 ○月○日」と、児童生徒にナンバリングするよう指導しましょう。

② 指導者のエピソードノート（仮称） ※P. 12 参照

○毎時間、全ての児童生徒を、記録することは難しいかもしれません。例えば、授業後、毎時間3～5人ずつの学習状況を記録していきます。

○ノートに記録されていない児童生徒ほど、次回、意識して学習状況を見取るようにしましょう。

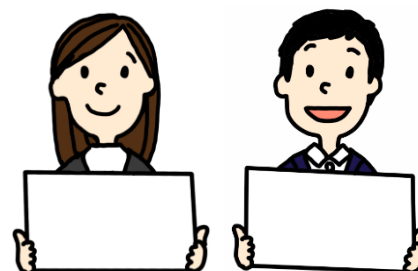


③ チームによる評価

○複数の指導者で、児童生徒の学習状況を見取ること
で、信頼性や妥当性を確保できます。

○互見授業を行った場合、参観者に児童生徒のつぶやきも含めて、授業記録をとってもらいましょう。

○記録係あるいは参観者のとった授業記録をもとに、学年部で、評価についての話し合いを行うことで深い協議ができます。



④ 児童生徒の自己評価や相互評価

○自己評価や相互評価は、児童生徒の学習活動であり、教師の評価活動そのものではありませんが、児童生徒の学びの傾向をつかんだり、授業改善の資料として役立てたりできると思います。

○児童生徒が、自分のよい点に気付くことを通じて、意欲を高めたり、学び方を改善したりすることに役立ちます。



4 発言や書くことが苦手な子への配慮

学級の中には、発言に消極的であったり、自分の思いや考えを文章で表すことが苦手であったりする児童生徒がいます。そのことへの配慮を具体的に行う必要があります。



自分の思いや考えを発言することが苦手な児童生徒



自分の思いや考えを文章で表すことが苦手な児童生徒

①発言や記述ではない形で表出する児童生徒の学ぶ姿に着目

(例)

- 教師や他の児童生徒の発言に聞き入る姿
- 教師や他の児童生徒の発言にうなづく姿
- 自分の思いをつぶやく姿
- 役割演技や動作化等の表現活動を行っている姿
- 自分の立場を考えながら黒板にネームプレートを貼る姿
- 隣の席の児童生徒と話している姿 等

左のような学習の姿を表面的に捉えるではありません。

どのような考え方に対して、聞き入っているのか、又はうなづいているのかを把握していきます。

例えば、道徳的価値を実現することの難しさ（人間理解）に関わる発言にうなづいたのであれば、その子も同じような考え方をしていると捉えることができます。

②聞き取り

- 机間指導や授業後にこっそり問いかけ、その児童生徒の感じ方や考え方をつかむ。

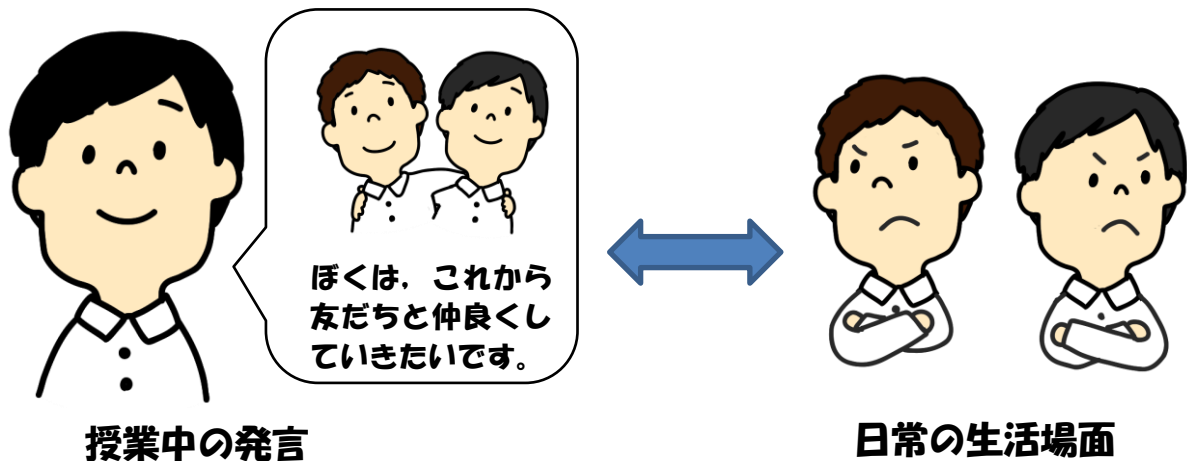
- ・「何か言いたいことあるのかな。」
- ・「これについて、どう思うかな。」
- ・「〇〇さんは、どちらの考え方に賛成かな。」



5 授業中の発言と日常の行動

次のような質問があります。

Q 授業中は、理想的なことを発言するが、日頃の生活態度は全く逆です。
このような児童生徒をどのように評価すればよいのでしょうか。



このような場合、次のようなことも考えてみる必要があると思います。

A 1 その授業の中で、その瞬間に発言したことは、その児童生徒の願いかもしれません。

日頃の生活態度と違ったとしても、その児童生徒が授業中に考えた結果、願いや憧れをもったのなら、受け止めることが大切です。

A 2 授業中の教師の発問が、分かりきったことを言わせるような発問になっていないでしょうか。

分かりきったことを、あえて言わせるような授業であれば、児童生徒は、先生が期待しているような理想的な意見を述べるものです。

A 3 児童生徒が、発言した内容は、今は実践に結び付いていないかもしれませんが、今後、授業中の発言通りの実践ができるようになるかもしれません。
児童生徒の「今後」を信じ、継続的に指導することが大切です。

学校の道徳教育とは、「道徳科の授業」と「全ての教育活動を通して行う道徳教育」の両面を意味します。

授業中のよりよい発言と日常の生活態度が同じになるように、必要な場面で、適切に指導していくことが大切です。

6 組織的、計画的な評価の推進

道徳科の評価は、個々の教諭が個人として行うといった感覚に陥りがちです。

しかし、学習評価の妥当性、信頼性を担保するためには、学校として組織的、計画的に行うことが大切です。

組織的、計画的な評価の推進では、例えば、次のような取組が考えられます。

例1 学年ごとに評価のために集める資料や評価方法等を明確にしておく

例2 評価結果について教師間で検討し、評価の視点等について共通理解を図る

例3 評価に関する実践事例を蓄積し共有する

そのために、下のような議論を行い、学校全体又は学年部等で取り組んでいきます。

【例1に関して】

例えば、道徳科ノートやワークシートを、学校として、どのように活用していくのかを明確にすることが考えられます。

- 本校では、ワークシートは1年生後半から、ノートは5年生から活用しましょう。
- 3年部では、ノートは集めて、簡単なコメントを添えて、子どもに返しましょう。その際、◎や△等はつけないようにしましょう。これらは数値評価と同じです。
- 本校では、道徳科ノートは、原則板書を写すのはせず、自分の考えや感想のみを書かせるようにしましょう。等



【例2に関して】

例えば、授業を見た後、「校内研修」、「学年会」等で、児童生徒の学習状況をどのように捉え、どのように記録していくのか話し合うことが考えられます。

- 評価の着眼点（期待する学習状況）が、抽象的すぎると、把握しづらいので、できるだけ、具体的に示しましょう。
- 1学期は、「自分事として考え、発言しているか」を中心に見ていきましょう。
- Aさんの発言は、多面的に考え、価値理解を深めたと言えるのではないかな。等



【例3に関して】

例えば、授業記録や板書の写真、授業の録画等をもとに研修を行ったり、エピソードノート（仮称）の数ヶ月間の記録を持ち寄り、どう評価するか議論したりする等が考えられます。

- この授業記録を見ると、多くの子が他者理解を深めていることが分かるよ。
- この板書は、この部分を改善すると、多面的な思考を促すのではないかな。
- エピソードノートに記録しているAさんの4つの学習状況を並べてみると、多面的な見方ができるようになっていることが分かるね。



7 指導と評価を一体的に捉える

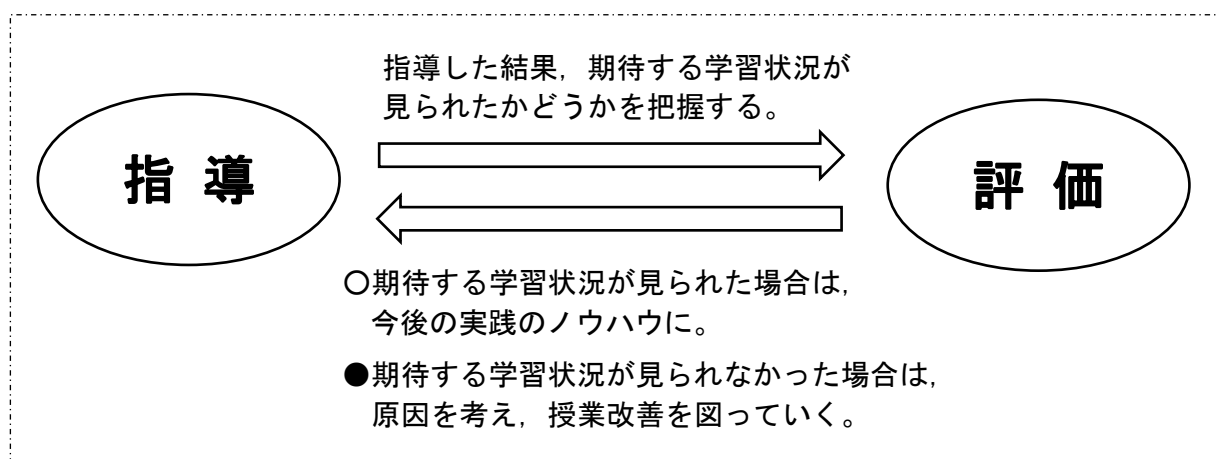
○学習状況を把握するためには、指導者が、着眼点（何を見ていくのか）をもつことが必要です。

○指導者が意図した学習状況が、児童生徒の学習活動の中に生まれてくるように授業を工夫し、意図した学習状況が見られたかどうかを把握していきます。

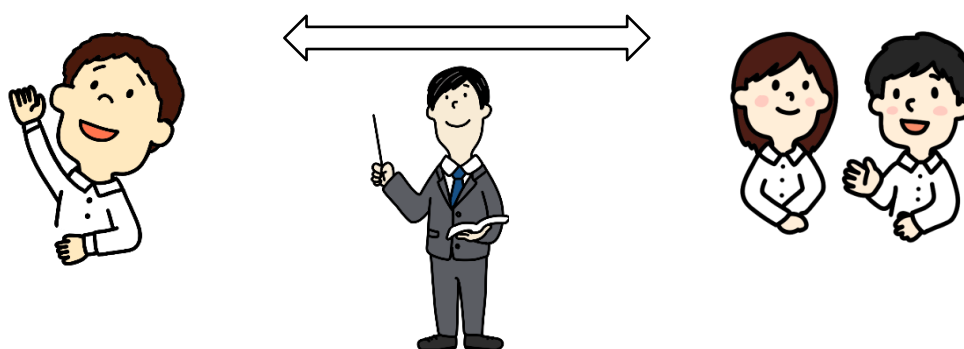
偶然に表れる学習状況を把握するのは困難です。



⇒ 指導と評価を一体的に捉える



○児童生徒の学習状況は、教師の指導によって変わってくるということを、私たちは理解しておく必要があります。



道徳科の特質を踏まえた授業をしなければ、児童生徒の望ましい学習状況は生まれません。

8 通知表と指導要録

学習指導要領で規定されている道徳科の評価とは、指導要録における評価のことです。通知表は、法令上の規定はなく、各学校が独自に行っているものです。

下の表で、通知表と指導要録の違いについて、確認してみましょう。

	通知表	指導要録
法的な性格と内容	保護者に対して児童生徒の学習指導の状況を連絡し、家庭の理解や協力を求める目的で作成。 (法的な根拠はなし)	児童生徒の学習及び健康の状態等を記録した書類の原本。 (学校教育法施行規則)
作成主体	作成、様式等は校長の裁量。自治体によっては校長会等で様式の例を作成している。	様式を定めるのは設置者の教育委員会。 作成は校長の権限。

(文部科学省ホームページより抜粋)

学習指導要領解説には、指導要録における評価の考え方が示されていますが、通知表についての記述はありません。

しかし、通知表においても、指導要録に準じた考え方で行うことが妥当だと言えます。

指導要録は、ほとんどの場合、目にするのは教員等です。

しかし、通知表は、先に示した表にあるように、保護者の理解や協力を求める等の目的で作成します。

○指導要録は、教員等が読む。

○通知表は、保護者や子どもが読む。



保護者が読んで分からない言葉や不信感をもたれるような曖昧な記述等は留意する必要があります。

通知表と指導要録は、読み手が違うということを考えれば、記述する上で、多少の違いが出てくるのは、当然のことです。



通知表の評価の進め方や所見の考え方については、第7章で、詳しく説明していきます。